

和泉市建設工事成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和泉市建設工事検査要綱（平成24年4月1日制定。以下「要綱」という。）第12条に規定する工事成績の評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図ることを目的とする。

(評定の対象工事)

第2条 評定の対象とする工事は、要綱第4条に規定する検査等の実施区分により評定するものとする。ただし、別表に掲げる工事については評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、要綱第2条に規定する監督職員及び検査職員とする。

(評定の時期)

第4条 評定者は、完成検査の終了後速やかに評定を行うものとする。

(評定の区分等)

第5条 土木工事・建築工事に適用する評定区分、評定項目及び評定者は、原則次のとおりとする。

評 定 区 分	評 定 項 目		評 定 者
契約検査室評定 又は工事主管課 評定（監督職員）	1. 施工体制	I 施工体制一般	主任監督員
		II 配置技術者	監督員
	2. 施工状況	I 施工管理	監督員
		II 工程管理	監督員及び総括監督員
		III 安全対策	主任監督員及び総括監督員
		IV 対外関係	監督員
	3. 出来形及び 出来ばえ	I 出来形	
		II 品質	
	4. 工事特性	I 施工条件への対	総括監督員
	5. 創意工夫	I 創意工夫	主任監督員
6. 社会性等	I 地域貢献等	総括監督員	
7. 法令遵守等		総括監督員	
契約検査室評定 又は工事主管課 評定（検査職員）	2. 施工状況	I 施工管理	検 査 員
	3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	
		II 品質	
	III 出来ばえ		

2 評定の判定は、次の基準により行うものとする。

- (1) A（優れている） : 100.0～85.0点
- (2) B（やや優れている） : 84.9～75.0点
- (3) C（普通である） : 74.9～65.0点

(4) D (やや劣る) : 64.9～55.0点

(5) E (劣る) : 54.9点以下

(評定の方法)

第6条 評定者は、工事ごとに監督又は検査業務の遂行上確認した事項に基づき、独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定者は、検査後に工事の手直しがあったときは、手直し前の状態をもって評定するものとする。

3 評定者は、要綱第12条に定める建築工事成績評定書又は土木工事成績評定書により評定を行うものとする。

(評定結果の通知及び公表)

第7条 市長は、評定を完了したときは、当該工事の請負者に対して、評定の結果を和泉市発注工事の成績評定通知及び公表実施要領（令和8年4月1日制定）により通知し、あわせて公表するものとする。

(評定の修正)

第8条 市長は前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は修正することができる。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか評定の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に既に締結している契約については、なお従前の例による。

3 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに契約締結する工事の評定に対する第7条の規定の適用については、同条中「通知し、あわせて公表する」とあるのは「通知する」とする。

別表（第2条関係）

評定を省略することができる工事は、要綱の別表第3にある検査を省略できる工事の他、下記に示す工事とする。

1	当初契約額が50万円以下の工事
2	単価契約による工事
3	その他検査担当課長（工事主管課において評定する場合は工事主管課長）が評定の必要がないと認める工事